



佐賀県公報

平成16年
7月14日
(水曜日)
第 12480号

名 称

佐賀県知事 古川 康

指 定 辞 退 年 月 日

医療法人久和会
神埼郡神埼町大字尾崎三七八〇番地
所 在 地

平成一六・七・三一

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退

- 都市計画事業の認可

公 告

- (四八〇・長寿社会課) 一

- (四八一・まちづくり推進課) 一

- 落札者等の公示

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

- 特別保護地区の指定に関する公聴会の開催

- 国土調査法に基づく地籍調査成果の認証

- 開発行為に関する工事の完了

教育委員会事項

- (情報・業務改革課) 一
- (県民協働課) 二
- (生産者支援課) 三
- (土地対策課) 三
- (まちづくり推進課) 三

(公 告)

正 誤

- 道路整備特別措置法に基づく道路改築工事の施行

- (道路公社) 四

平成十六年七月十四日から

平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

伊万里都市計画道路事業 三・五・一五号 陣内白野線

三 事業施行期間

収用の部分 伊万里市大坪町字山ノ神及び字白野
使用の部分 なし

- 平成十六年二月九日付け佐賀県公報第一二四一四号中訂正
- 平成十六年二月十八日付け佐賀県公報第一二四一八号中訂正
- 平成十六年四月三十日付け佐賀県公報第一二四四九号中訂正

- (森林整備課) 四
- (〃) 五
- (〃) 五

○ 告 示

●佐賀県告示第四百八十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第百十三条の規定により、次のと

次のとおり落札者等について公告します。

平成16年7月14日

おり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があった。

平成十六年七月十四日

収支等命令者

佐賀県統括本部長 坂井 浩毅

1 工事名

佐賀県公共ネットワーク機器整備工事

2 契約の相手方を決定した手続

条件付一般競争入札

3 入札公告を行った日

平成16年4月5日

4 落札者を決定した日

平成16年5月25日

5 落札者の氏名及び住所

西日本電信電話・日本電設建設共同企業体

6 代表者

佐賀市駅前中央一丁目8番32号

西日本電信電話株式会社佐賀支店 支店長 中川正則

6 落札金額

金815,136,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

7 契約に関する事務を担当する本部等の名称及び所在地

(1) 本部等の名称

佐賀県統括本部情報・業務改革課ネットワーク担当

(2) 所在地

佐賀市城内一丁目1番59号

平成16年7月14日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成16年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人健康づくり佐賀コーチズ

(2) 代表者の氏名 相浦實

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目8番32号アイ・スクエアビル3階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢化の進むなかで、高齢者の生活全般を理解し、支援するため、高齢者が住んで安心できる地域社会の形成に向けて拠点づくりに取組む。とりわけその中で、高齢者が健康で快適な生活を営みながら生涯をおえられるように、健康維持のための「健康体操プログラム」等の開発をし、実践活動を通して、啓発・普及を行う。またその指導者には、若者にも積極的に参加してもらい、彼らのやりがい発見の場となし、雇用の場を確保することをめざす。その上で、地域文化の継承者、ならびに地域スポーツの指導者の養成を行い、地域活力と伝統文化の育成を図る。これらをもって地域社会の福祉の向上と、地域文化の保全に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により

次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年8月24日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成16年7月14日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成16年 6月 23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人国際武道連盟

(2) 代表者の氏名 本村隆昌

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県・鳥栖市桜町1203番地 1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、青少年を主とした不特定多数の者に対して、空手道等の格闘技武道の指導を実践し、武道救護法・護身術の普及に関する勉強会、武道交流大会の開催、開発途上国に対する支援事業などをを行い、豊かな国際社会・豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

平成16年 7月 14日

佐賀県知事 古川 康

1 調査を行った者の名称

有明町

2 調査を行った時期

平成14年 5月 7日から平成16年 3月 26日まで

3 成果の名称

有明町の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

有明町大字深浦の一部

5 認証年月日

平成16年 7月 14日

第9次鳥獣保護事業計画に基づく特別保護地区の指定について、鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成16年 7月 14日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事 古川 康

日 時	場 所	意見を聴こうとする案件
平成16年 8月 4日 13時30分から15時30分 まで	藤津郡太良町大字多良 1番地 6 太良町役場 2階 大会議室	多良岳特別保護地区の指定につ いて

日 時	場 所	意見を聴こうとする案件
平成16年 8月 5日 10時から12時まで	杵島郡山内町大字三間 坂甲1380番地 山内町役場 2階 2 - 3 会議室	黒髪山特別保護地区の指定につ いて

1 開発区域に含まれる地域の名称
唐津市石志字木場谷4424番1、4424番2、4425番1、4425番2、4426番1、4426番2、4427番1、4427番2、4428番1から4428番4まで、4429番1から4429番5まで、4430番1、4430番2、4432番1、4432番2、4433番1、4433番2、4434番1、4434番2、4436番1、4437番1、4437番3、4438番1、4438番3、4439番1、4439番3、4441番1、4441番2、4442番1、4442番2、4443番1、4443番2、4444番1及び4444番2並びにこれらの地先の水路の一

部

(第1工区)

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

唐津市西城内1番1号

唐津市土地開発公社

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第7条の12第4項の許可を受けた道路の改築に関する工事を次のとおり行う。

平成16年7月14日

○ 総括概要並拂價

次のとおり落札者等について公告します。

平成16年7月14日

收支等命令者

佐賀県教育庁学校教育課長 井 上 洋

佐賀県道路公社
理事長 川 上 義 幸

- 1 購入物品名及び数量
- 2 ノート型ペーソナルコンピューター式 661台
- 3 液晶プロジェクター式 104台
- 4 契約の相手方を決定した手続

○ 附 記

平成16年4月16日

落札決定日

平成16年5月26日

落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社学映システム 代表取締役 岡村 勉臣

(2) 住所 佐賀市鍋島町大字森田902番地

6 落札価格 139,944,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県教育庁学校教育課

(2) 所在地 佐賀市城内一丁目1番59号

○ 異 味

頁	箇 所	記	正
1	上段 左から四に亘	ア、主伐に係る伐採種は、但 々伐は、ア、次の森林にてこいは、主 伐は、抜拔による。 富士町（国有林。次の図 に示す部分に限る。） イ、他の森林にてこいは、 主伐に係る伐採種を定めな い。	

										2	頁		
											箇所	上段 左から一行目	上段 左から三行目
右から三行目	下段 右から一行目	下段 右から一行目		上段 左から一〇行目	上段 左から一二行目	上段 左から一〇行目	上段 左から一二行目	上段 左から一三行目	上段 左から一三行目	(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。	(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。	誤	ウ イ
(ウ)	(イ)			(ウ)	(イ)	(ウ)	(イ)	(ア) 次の森林については、主伐は、択抜による。 富士町・小城町（以上三町国有林。次の図に示す部分に限る。） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	(ア) 次の森林については、主伐は、択抜による。 富士町・小城町（以上三町国有林。次の図に示す部分に限る。） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	正	エ ウ		
(エ)	(ウ)			(イ)	(ウ)	(エ)	(ウ)	(ア) 次の森林については、主伐は、択抜による。 大和町（国有林。次の図に示す部分に限る。） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	(ア) 次の森林については、主伐は、択抜による。 大和町（国有林。次の図に示す部分に限る。） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	誤	下段 左から一行目及 び二行目		
										4	頁		
											箇所		
										甲四八一三の一四、甲四八一三の一八、甲四八一三の四〇から甲四八一三の四二まで		甲四八一三の一四・甲四八一三の一八（以上二筆について）、次の図に示す部分に限る。）、甲四八一三の四〇、甲四八一三の四一（次の図に示す部分に限る。）、甲四八一三の四〇、甲四八一三の四一（次の図に示す部分に限る。）、甲四八一三の四二	誤
												甲四八一三の一四・甲四八一三の一八（以上二筆について）、次の図に示す部分に限る。）、甲四八一三の四〇、甲四八一三の四一（次の図に示す部分に限る。）、甲四八一三の四二	正

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十六年七月十四日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日